

○松山養護老人ホーム事務組合職員の特殊勤務手当に関
する条例施行規則

制 定 平成 5 年 3 月 4 日規則第 1 号
改 正 平成 11 年 3 月 31 日規則第 1 号
平成 14 年 3 月 25 日規則第 1 号
令和 5 年 3 月 7 日規則第 1 号
令和 5 年 5 月 8 日規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、松山養護老人ホーム事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 5 1 年条例第 7 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(施設勤務手当)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規則で定める額は、次のとおりとする。

区 分	金 額
養護老人ホームに勤務する職員	3 0 0 円
診療所に勤務する職員	3 0 0 円

2 条例第 3 条第 3 項の規則で定める額は、2 0 0 円とする。

(支援長業務手当)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定める額は、1, 0 0 0 円とする。

(準用)

第 4 条 本規則に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関しては、松山市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和 4 2 年松山市規則第 9 号）を準用する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)

2 条例付則第 2 項の組合長が定める業務は、次に掲げる作業とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する自動車に同乗して当該患者に付き添う作業

(3) 前2号に掲げる作業に相当すると組合長が認める作業

3 条例付則第3項の規則で定める額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例付則第3項第1号に掲げる業務 業務に従事した日1日につき3,000円

(2) 条例付則第3項第2号に掲げる業務 業務に従事した日1日につき4,000円

4 当分の間、付則第2項及び前項の規定は、適用しない。

付 則（平成11年3月31日規則1号）

この規則は、松山養護老人ホーム事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成11年条例第1号）施行の日から施行する。

付 則（平成14年3月25日規則1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月7日規則1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年5月8日規則6号）

この規則は、令和5年5月8日から施行する。